

# 公益社団法人 北海道勤労者医療協会 定款

2011年 5月28日 制定

2012年 4月1日 施行

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道勤労者医療協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の要求に応え、患者・地域住民との共同のいとなみとして無差別・平等の医療・福祉を実践し、健康で安心して暮らせる地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 診療及び保健予防事業
  - (2) 介護及び介護予防事業
  - (3) 介護予防センターの運営
  - (4) 第一種助産施設の運営
  - (5) 子育て支援事業
  - (6) 看護専門学校の設置運営
  - (7) 衛生検査所の設置運営
  - (8) 生活困難者のための、無料又は低額な料金で診療を行う事業及び介護老人保健施設を利用させる事業
  - (9) 健康、保健予防に関する知識の普及、啓蒙活動
  - (10) 医療、福祉に関する調査、研究
  - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から11号の事業は、北海道において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的と事業に賛同する個人であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は会費として月額300円を支払う義務を負う。

2 会費の2分の1は公益目的事業のために、残余は管理費用に充当する。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、除名することができる。この場合において、当該社員に対し、社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の権利停止)

第10条 社員が前条の各号に該当するに至ったときは、理事会の決議により、次の定時社員総会までの間、その権利を停止することができる。

(社員資格の喪失)

第11条 第8条、第9条の場合のほか、社員は、

次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡したとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき。
- (5) 成年被後見人として後見開始の審判を受けたとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、社員としての権利を失い、義務を免れる。

2 社員がその資格を喪失しても、すでに納入された会費は返還しない。

(社員支部)

第13条 この法人は、理事会の決議により、事業所所在地に社員支部を設置することができる。

2 社員支部の機能と運営については、別途理事会で定める。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の場合には、請求の日から4週間以内に招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに社員に通知しなければならない。

5 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第41条第1項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び社員が議決権を行使するための書面を添付しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(運営)

第19条 社員総会運営規程は、別途社員総会で定める。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(書面による議決権の行使)

第21条 第17条第5項の場合、社員総会に出席しない社員は、議決権を行使するための書類に必要事項を記載し、議決権を行使することができる。この場合に行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第22条 社員は、代理人によってその議決権を行使できる。当該社員または代理人は、代理権を証明する書面を総会に提出しなければならない。この場合に行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

2 代理人は社員に限る。

- 3 1人の社員は、最大1名から議決権行使の委任を受けることができる。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 48名以上52名以内
- (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
- 4 理事長及び専務理事以外の理事の中から、副理事長、副専務理事及び常任理事をそれぞれ若干名置くことができる。
- 5 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 6 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事、副理事長、副専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めること

ができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員欠格条項)

第32条 次に掲げるものは当法人の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者。
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者。
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第6条第1号に該当する者。
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者。

(役員地位の喪失)

第33条 当法人の役員は、前条各号に該当するに至ったとき、自動的に役員としての地位を喪失する。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、副理事長、副専務理事及び常任理事の選定及び解職

2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領

- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(運営)

第37条 理事会運営規程は、別途理事会において定める。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 名誉職等

(顧問)

第41条 理事会は、この法人の目的達成のために功績のあった社員を顧問とすることができる。

- 2 第32条及び第33条の規定は顧問について準用する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問の解任は理事会において決議する。
- 5 顧問について、その他必要事項は、理事会において別に定める。

(参与)

第42条 理事会は、理事会の機能を補佐するものとして参与を選任することができる。

- 2 第32条、第33条の規定は参与について準用する。
- 3 参与は無報酬とする。
- 4 参与の解任は理事会において決議する。
- 5 参与について、その他必要事項は、理事会において別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、社員総会に報告する。また、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第3号から第7号までの書類については、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号に規定する書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 この法人は、第2項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法務省令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第46条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

#### (基金の募集、返還)

- 第47条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

### 第9章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は

当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

### 第10章 公告の方法

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第11章 情報公開及び個人情報の保護

#### (情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める。

### 第12章 雑 則

#### (委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるもののほか、理事会（社員総会に関するものについては社員総会）の決議を経て別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の

- 日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は堀毛清史、会計監査人は根本守及び田中淑寛とする。
  - 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。